

### 3. 設立登記完了（法人成立）後に提出する書類

認証後、主たる事務所の所在地を所管する法務局で設立の登記をすることによって法人として成立します。

この設立の登記は、認証のあった日から2週間以内にしなければなりません。

また、主たる事務所の設立登記後、遅滞なく、その登記事項証明書等を添付した設立登記完了届出書を所轄庁に提出しなければなりません。

#### 法人成立後の届出書類一覧

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ
設立登記完了届出書（施行規則第2号様式）	1部	43
登記事項証明書	1部	—
登記に関する書類の写し	1部	—
定款→設立の認証に係る定款	1部	—
設立の時の財産目録	1部	44

登記事項証明書のコピー（複製）のこと